

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第6回）記録

会 議 年 月 日	平成 23 年 12 月 22 日（木曜日）		
開 会	午後 1 時 0 分	閉 会	午後 2 時 5 5 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事務局長 中村 英夫 事務局次長 田中 利明 調査係長 太田 潤一 議事係主任 金岡 正樹		
執 行 部	なし		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

第6回住民投票条例検討会（12月22日）

◆**中西照典座長** よろしいですか、半になりましたので。はい。では、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第6回目を開催させていただきます。前回、11月14日に開催しまして、1カ月以上の、検討会の開催が遅れております。この住民投票条例は各会派の会長の方々と、知っておられるように早期に成立させて市民の方の判断を仰ぎたいということでやっております。この、この1カ月間のブランクにつきまして、途中、代表者会等も行いましたけども、まず、第1に、今日の協議事項、ここには市庁舎整備に関する住民投票条例の試案についてとなりますが、次の、これから4点について、特に検討していただきたいと思います。まずは、市政報告会、市長の市政報告会で、その後、援会が作成された討議資料というものは、これが11月の20日でしたかな、ちょっと、20日だったと思いますけども、後援会で提出されて、その資料が各議員の方にも渡りまして、そのことについて、検討会の中でこの問題が取り上げられました。まさに、その問題がある程度解決されるまでは、検討会は控えてほしいという意見がありました。それで、この12月定例会で、そのことについて質問が行われましたし、答弁もありました。それで、まずはその問題について検討会でどのように諮っていくか、そのことにつきまして、それぞれの会派からこの市長の後援会における討議資料の扱いを検討会でどういうふうに行うかということを、それぞれの会派の会長の方にも事前にまとめていただくように申し述べておりますので、まずは、「新」の上杉議員の方からお願いいたします。

◆**上杉栄一議員** はい。討議資料の件ですけれども、会派の中でいろんな議論がもちろんあったわけでありまして、会派として統一の見解ということには至りませんでした。ただ、先程、座長の方からの話がありました、冒頭の話が、説明がありましたように、11月の、前回の検討会が11月の14日の検討会、その後、11月の20日にこの討議資料が出、そして代表者会の中でこの件について、今までのように検討することについてというようなことで1カ月のブランクが、1カ月以上のブランクがあったわけでありまして、その討議資料によって、結果論としては、結果としてはこの検討会の話が進まなかったというようなことがあるわけでありまして、これが特に市長の後援会ということで、一般のそれこそ討議資料とは、議員の後援会とか、そういったものとは少し違うわけでありまして、このことについて、この12月定例会でそれぞれの議員の方から質問があったわけでありまして、

それで、この件については、今、座長の方、議長の方と言いますか、座長の方と言いますか、この1カ月、この議論が進まなかったのは、大きなその理由としてはこの討議資料で空転をしたというようなことについては、市長にその旨の申し入れをするべきではないのかというふうには思います。それから、併せて、今後についても、今日、この検討会、これから引き続き検討会をということで、先日の代表者会でも一応、意見の一致をみているような状況がありますので、今後の市の広報等々については、より慎重にということ併せて座長の方から市長の方に申し入れていただきたいというふうに思っております。以上です。

◆**中西照典座長** はい。では、「結」の、

◆**上田孝春議員** 他の会派に先に話をさせてください。

◆**中西照典座長** じゃ、とりあえず。はい。では、高見委員どうぞ。

◆高見則夫議員 はい。11月20日の市長の、この後援会が出したチラシ、しおりということであるわけでございます。ただ、私は市長がそういうものを出している、市長が出したわけじゃなくて後援会が出しているわけですから、市長が関与したかどうかということについて、これが議論のあれになっているようでありますけど。定例記者会見も、12月2日の定例記者会見を見ると、市長は特段事前には見ていないというふうな表現と、感想は特別にないというふうなことを言っておるわけですね。ですから、それについて、内容がどうのこうのということに触れて、1点ずつ、これを市長の見解を正すということについてはいかがなもんかなと思います。ただ、市長は市長の立場でものを言っているわけですから、それはそれでよしとしても、後援会の立場の皆さん方の行動に対して、これを、なんて言いましょうか、中傷するようなことについてはいかがなもんかなというふうに思います。しかしながら、この問題については、そういうことが1つポイントになって、この今回の検討会がちょっと足踏みしておるということになれば、やはりこの辺は十分お互いに、なんて言いましょうか、理解をしながら前に進むべき。だから、市長に言うべきことがあれば市長に当然申し入れていけばいいんじゃないでしょうかね、議会对市長の立場で、ものごとを。これは、ですからそういうことを早くやって、早くやっぱり住民投票に向けて条例づくりをしていかないといけないというふうに思っております。

◆中西照典座長 公明党の田村委員。

◆田村繁巳議員 はい。今回の竹内後援会から出された内部の討議資料、市長の今回の一般質問の回答でも後援会として討議する資料としてという内容のことを言われました。これについては一後援会が出された内容ですので、それはそれなりにある程度、後援会としてはそのように対応されたと思うわけですが、混乱させたという事実は事実だろうなと思っております。それと、広報については本当に慎重にというのは常々、前回も議長の方から申し出たわけでありまして、なかなか認識の違いなり、ずれなりということがあったらと思うと、そのように感じておりまして、これはもう一度、座長の方から市長の方にその辺の広報については慎重に取り扱っていただくよう申し入れることも大事だと、このように思っています。ただ、認識を新たにさせていただくためにはもう一度、この検討会においても今後のスケジュール、今までは2月投票と、こういうことで進んできたわけでありまして、より具体的に認識をしていただくためにも、スケジュール等々も明確にして、それは市長の方に伝えていくことが大事だとこのように考えております。以上です。

◆中西照典座長 角谷委員お願いします。

◆角谷敏男議員 はい。少し、会派で相談をしたり、これまでの主張も含めて、この件について発言を求められていますので。うちの会派としては従来から広報活動だとか、作業の中止というのは当然、公正公平から言っても当然だというふうには思っているわけです。私は市長の答弁をずっと聞いていると、こっちの議会側として1回、申し入れたということになっているんだけど、それをまったくその意に介されないとか、むしろ過半数議決を採っているからやるのが当然だと、広報をやったり、説明責任を果たすのはもう当然だと言っておられるわけです。しかし、市長も認めておられるんで、選択肢の一方の案だけは広報活動と作業をやっていくわけですね、そういう点を全体の、今の市がやっている全体の取り組み課題と言います

と、やっぱり、一交流会とかいって、市長との関係を切り離すことには絶対ならんですわ、当たり前前に誰もが市長とは一体なものだというふうにみてるわけですから。ましてや、皆がここに疑問をくださるのは、条例の試案でもですね、今後市長が執行者となって、公正公平な情報提供をする任があるというふうに思います、その点で、やはり議会の側のやはりこの考えや思惑というものが、やっぱりそれぞれ会派もあったりして、こういうふうになっているんじゃないかなあというふうに、私は思わざるを得ないんです。それで、私は住民投票が失敗したら、本会議で責任を問われるんだということまで言うてですね、抽選器まで持ち出したわけなんだけど、全然市長は質問の意図が理解されなかった、ほんとに残念であります。

率直に言って、やはり市長がきちっと理解してないから、この検討会の議論が前に進まないというか、前向きな議論が進まないというのは、もうはっきりしていると思います。そういう点で、今やっぱり改めて市長も含めて、我々もそうですけど、5万人の署名の重さというのは、単に意見の対立の解消じゃないんだと、市のやり方にも疑問を持ち、議会の対応にも市民が疑問に思ったから署名活動をされて、請求を、住民投票を請求したという点をやっぱりきちっと踏まえる必要があると思います。今何人が発言がありましたけど、私は、そこを議会と市長のスタンスがきちっと一緒にならないと、またまた申し入れても、言うべきことを言うておけばいいだという程度であつたら、まずは急がなきゃいけない、特急列車がまたまた各駅停車になりかねんというふうに思いますので、ここはほんとにきっちりやらないと、スケジュールというようなことは、次の問題であって、この問題にしても、市長とやっぱり共有しないかぎりいけないと思います、そういう点では申し入れをすることは大事ですけど、そこをきちっと確認し合わないとなんの意味もないと思います。以上です。

◆中西照典座長 では、お願いします。

◆上田孝春議員 はい。今それぞれの会派の内容の考え方を聞かせていただきましたけれども、僕はこの市長の後援会の資料、いい加減なことで私は正直言って納得ができませんという思いです。この問題、20日の市長の後援会であって、そのあと代表者会、24日ですかね、10月24日に、そのときも、こういう問題についてはありました。そのあと12月定例があるという形で、それぞれのまた委員会の方、質問等々があるという形で市長の答弁を聞いていましたけれども、まったくその認識が、私自身の認識と市長の認識と違うという。あれは後援会が出した、さっき、角谷議員からもありましたけれども、竹内後援会が出して、市長は知らなかったというふうな形で、済まされる案件ではないというふうに思うわけです。

そういったことで、答弁を聞いてとっても、なにか自分は知らんというふうな形で議論をする、資料として出しておるんだからという、当たり前のような形で答弁をしている。ああいった答弁というのは非常に不愉快です、いい加減にしろというふうにちょっと言いたいぐらいの気持ちだった。やはり1議員の後援会がしたんなら、それはそれでいいです、それぞれの議員がね、そういう自分の考え方、思いで出す資料ならいいんだけどね、やっぱり1議員と違う、首長ですからね、市長、市長という立場で、後援会竹内の、市長の後援会が出したからと言って、市長は知るだ、知らんだというような形では、これは世間一般通用せんと思うわけです。そういった点で、非常に市長のああいった姿勢と言うか、考え方に対しては私はいかなあという思

いがしました。それで、あれは、あの資料は会派「結」というひとつの名前で出してありましたが、あの資料はもう今は市議会の中で議論しておる、俎上に載って議論をしている、そういった状況の中で、会派いろいろ名指しにして資料作っていますけども、僕はあの問題は1会派唯の問題ではないと思います。今、住民投票しようかという、そういった議論をしている最中に、それで対案を各会派の代表が集まって議論しておる状況の中で、ああいったものを出すということは、議会に対して、鳥取市議会を批判しておるというふうに、鳥取市議会は無視してというかな、僕に言わせたら、議会をほんとに軽視しているというふうに、そういった行動だというふう思うわけです。

ですから、議会としての、やはり議会がこれだけ一生懸命、市庁舎問題を住民投票でやっばりある程度市民の声を聞いて、その結果に基づいて進めようかという形でやっているのに、やはりああいったことは議会を無視した、ほんとに市長の態度だというふうに私は認識をしていますからね。やはり議会としてしっかりとこの問題をどうやってけじめをつけるかということが、一番僕は大事なことだというふうに思っております。そのことが一定の方向がでないとはやはり、次の議論に進めることはできんというふうに思っております。ですから、議会の対応をしっかりどういうふうにするかということを、この代表者会で決めていただいて、方向性を出して、それと、会派「結」のことを名指していますかね、会派「結」、上田と代表が上田だけという、私にあてて、市長が対応しているかどんなかしれませんが、やはりこれはこれでうちは会派として市長とやっばりけじめをつけたい、なんらかの形で話をしたいこうと思っておりますけども。だから、とりあえずこの住民投票を進める以前に、市長のこういった資料、後援会の資料、どういうふうに議会として対応するかということ。それで、今出ておりましたけど、今まで何回か議長が市長に申し入れしているけど、それを無視したような形こういった経過がずうっときておるという状況の中ですから、やはり今後議会として対応するにしても、厳しいというか、いい加減な対応はだめだというふうに思っていますけども、そのことをうちの会派等、そういった考え方があるということを申し上げて、これから先の対応、ちょっと皆さんの対応を聞かしていただきたいなというふうに。

◆**中西照典座長** それで、上田委員にお聞きしたいのはけじめはというのがありました。上田議員としてはどのような、議会としての態度を示すべきだと思っておられますか。上田議員としては、今の意見の延長では、こういうことをすべきだとかというのがあればちょっと。

◆**上田孝春議員** だから、これから先、まだ進めようとするのであれば、角谷議員からもあったけれども、やはり議会が進めることに対しては、きちっと市長としての、理解を進めているわけですから、これから先、対案にしても、やっばりきちっと平等というか、公平公正にきちっと対応するべきだし、今までそれを言ってきたけれども、ずうっとやってきおる、新築移転の方ばかりで、やっばりその辺がきっちりけじめをつけるような、やっばり議会としての対応をしていただきたいと思います。

◆**中西照典座長** それともう1つですね、先程言われた「結」に対しての案に対して、今は議会としての案としての俎上に上っているのに、あれは「結」に対しての試案であったと、強いて言えば、提案した上田議員に対しての試案にも取れるということに対しては、これは一応「結」

として対応されるというふうにあれですよ、どうふうに、その辺のところを。ただ、今の皆さんの話を聞いていると、こちらの2案のことを聞いていると、案に関してはこの間の答弁を聞く中で、なかなかそこまで言いにくいという感じの意見を聞いている。上田委員としてはどうですか、「結」としては。「結」に対しての試案であったじゃないかというふうに言われましたけど。

◆**上田孝春議員** いやいや。それをだから、さっき言ったように「結」が一応対案したけれども、議会で議論しておるという形で、今は「結」じゃないと。今はそんなだけでもあえて、だから、そこはそこで議会で対応すればいい。だけど、1つ残るのは、「結」に対してそう言っているから、その問題はまた、別だから。

◆**中西照典座長** はい、分かりました。今、こう出ましたけども、その他に、要は、今お聞きしていると、この住民投票条例を早く成立させて、市民の方の審判を仰ぎたいということで検討委員会が、いろいろ代表者会も含めて進めていたのに、市長の後援会において、今、これから俎上に乗っている、あるいは、それを、案を基本としていこうとしている、まさに上田委員が出された案について、検討会で、検討会じゃない、すいません。市長の市政報告会で資料が出たと、それにおいて、この検討会が進展しなくなった、空転したということに対しての市長への申し入れ、いわゆる厳しい申し入れをすべきだ。それと、今後このように、まさに住民投票条例をなさんと、作らんとしているこの検討会の今の状況をよく認識していただいて、いわゆる、公平公正を期した、市長においては政治上の、行政上の執行していただきたいと、していただくということは、きちっと配慮し、慎重な行動をとっていただきたいということは、私は今、座長が市長に申し入れると言われたところであると、そのように私は認識して申し入れようとしておりますが、他に。

◆**高見則夫議員** ちょっと。

◆**中西照典座長** はい、高見委員。

◆**高見則夫議員** 今のよう、市長に対して慎重論を唱えていって、市長に慎重にせいということについては、ことによっては、当然部分があるかも知らん。だけど、後援会活動については、皆さんの限度の範囲内でやっておられるわけですから、いちいちそれを、我々を無視したというふうなことに置き換えて、今の判断することについてはいかがなものと思いますよ。

◆**中西照典座長** いや。だから、

◆**高見則夫議員** ちょっと待ってください。

◆**中西照典座長** はい。

◆**高見則夫議員** それで、市長の、市長のいわゆる、自分は市長としては権能の範囲内でやっている。後援会活動、後援会活動の皆さんの、例えば、活動としていわゆる客観的に物事を判断しなければ、何もかも一緒にすれば、住民の皆さんがた、市庁の皆さんがた、議長と議員という立場があるわけですから。だから、お互いそういう立場、立場を尊重しながら、やっぱりものを言っていないと、何でもかんでも市長に言わせないようにすればいいというもんじゃないと思いますよ。だから、その辺をやっぱりことによりけりで今の議論の中心は、いわゆる後援会活動から出たしおりの問題からきたと。内容については今あったように、試案の部分があ

るとするならば、その部分については、当然考えなきゃいけない点もあるんですけども、全てそうだというふうな議論の中で、議長、今言われたように、慎重論として、我々、安易に考えた、取り上げて市長にもの申すことについてはいかがなものでしょうか。

◆**中西照典座長** ちょっと待ってください。私は少なくとも後援会に対してと全く思っていない。後援会のことで、先程一言も後援会について云々ということはありません。あくまでも市長としての態度で、このように誤解を生む、あるいは、混乱を生むようなそういうことが行われないようにということで、この後援会の活動に対しては、私は、今触れてはおりません。はい。

◆**角谷敏男議員** まさに私ちょっと簡単に言ったんだけど、我々議員の側の会派とか、議員の側の認識の一致がないと、これは市長は納得しませんよ。あれだけの答弁をしているわけですから、だから高見さんが言われて、後援会と市長は全然違うみたいと言われると、市長はそれは受けつけませんよ。じゃ、誰が見ても普通そうじゃないですかという、今首長と議員は違うっていう発言がありましたけども。それと、権能のことを言われると、市長は答弁の中で過半数で通っておるから、自分は広報活動や市民に説明をする、その責任があるからやっているんだと言っているわけですね。慎重にという、お互いの立場を理解なんて高見さん言われたらね、何の話にもなりません。私が何を申し入れるかって言ったら、広報活動と跡地利用なんかの検討委員会なんかの作業を中止してもらおうと。じゃないと、公平公正にならないんじゃないですかというふうに思うんですよ。何を申し入れるかは、また座長の方で確認取ってもらえたらいいんだけど、皆さんの意見を聞かれたらいいけども、少なくとも問題認識について、我々がきちっと一緒にならない限り、市長は絶対、うんとは言いませんよ。いわゆる、それは市長の権能の範囲内ですから、あとはご自由に勝手にやってくださいなんて言ったら、議長、何のために申し入れをするんですかということになってくる。その辺については、どう思われますか。

◆**中西照典座長** じゃ、高見議員。

◆**高見則夫議員** ええ。これ、一旦返して。

◆**中西照典座長** ええ。

◆**高見則夫議員** 今のような議論は、当然それは考えなきゃいけない。一番我々がやっている検討会というのは、当初からそれぞれの合意の基にやろうでという話になっておるわけですから、今のように、1つの問題を解決するためにも皆で合意しようと、これ大事なことです。それは議会として、立場として、これから条例を作って市民の皆さま方に提供していこうということで、非常に大事なことです。だから、そういうことを無視するわけではない、内容については、だけど、今のように、行政が今出している、例えば、A案としましょうか、A案については、すでにどんどん進んでいるわけですから、そういう情報提供というものは、当初我々がこの問題にかかってから市長の方が我々に提案してきた。それについて、我々は理解しながら、現在まで来たわけです。ところが、今のような話が出て、議会としては、住民投票をしようということになっておるわけですから、これに向かってやらなきゃいけない、当然の話ですよ。けども、そこの中で市長がやっている今情報提供がどうのこうのっていうことになると、非常にここに、じゃ、どの辺までが、いわゆる執行部の方の情報提供なのか、我々どの辺までつ

いていけばいいのかということになってくれば、これは非常に平行線の部分はあると思う。

だから、今、我々がやっているのはB案をやっているわけですから、B案についてそれが正当化されて、A案、B案、2条のA案、B案になるようにすればいいわけですから。だから、相手を牽制しながら、ということについては、いかがなものかと思うんです。

◆角谷敏男議員 ちょっと誤解がある、それ。

◆中西照典座長 はい、角谷委員。

◆角谷敏男議員 相手は牽制する云々じゃないですよ、私も議場で質問したんだけど、抽選器まで持ち出して。我々のスタンスは公平公正にやらないと、市民は議会に対しても批判をしているわけですから。だから、そこをちゃんと踏まえて、会派の意見、議員の意見じゃなくて、賛成、反対、迷っている人、そういう人たちが住民投票に参加できる、してもらう責務を持っておるわけでしょう。だから、我々の立場がどうのこうの、じゃないんです、1人会派のどうのこうの。市長が言っている案が、最善がどうのこうの、じゃないんです、議会からすると。公平公正にやらないといけないんですわ、まずは。そこが踏まえられていないと、我々が、今高見さん言われたけども、向こうがずっと広報活動をやっていること、我々が認めてきたというのはちょっと事実と違うんですよ。1回議論になっていて、議長と副議長で広報活動については10月いっぱいぐらいまでにしてくれないかという申し入れはしようということだったんですけども、止まらないじゃないですか、それは。だから、相手の立場じゃなくて、こっちの立場をきちっとしない限りは止まらんということです。その認識が、はっきり言ったら会派の思惑や意見じゃなくて、どの会派も共通認識にならないと私はできないと思ったんですよ、議場のやり取り聞いて。

私なんか、新築移転反対の立場から質問しておられる人みたいな、までも言われたんですからね。そこまで言う市長に対して、どう議会がものを言うかですよ。本当に早く我々がやりたいということであれば、1議員の主張だとか、会派の思惑でね、僕は発言したらね、市長は、なんぼでもやりますよ。ですから、それがここ続いてきたんじゃないんですか、高見さん。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 はい。ごもっともな話です。ですけども、分かりますよ、分かんわけじゃない。でも、我々が今、一番最初に提案があったように、今議論しようかというのは、チラシに対して、後援会活動のチラシに対して問題があると。だから、これについては市長に申し入れようというわけですから、その申し入れる過程のことを今言っているわけですから、申し入れるための過程の話をしているわけです。だから、今言うような議論については十分考えながらやらないといけないことですから、当然それは考えていかないといけないと思いますね。ですけども、私は、今市長の権能のことを言いましたけど、我々の権能もある、市民の皆さんの意見もあるわけですから、それをどうコーディネートするかっていうことが我々課せられた問題ですからね、今、条例作って住民投票しようかって言うんですからね。だから、また感情論についてはいけませんけど、AだBだって、Aだって言うか、市長がBだっていうことのそういう平行線の議論ではね、前に進まないじゃないですか。ですから、そこらをはっきり公平公正の問題もあります、当然。だから、誰が何を持って公正公平と言えるかっていうこと、議論がな

んかありますか、その辺は。

◆**中西照典座長** いや、そこまでは。今お聞きしていると、ちょっと噛み合わないところあるんじゃないんですか。少なくともこの検討会としては、市長の後援会での討議資料が非常にこの検討会の前に進もうとする、進展しようとするこのことを非常に混乱させて、足踏みさせられていると、これはまさに市長がどう言われようと現実であります。その現実に対して、やはり市長は市長の意見は確かに答弁されましたけども、それではこの委員会としては、やはり申し入れることは申し入れないといけない。先程言われたように、公平公正を保って、この第1案、第2案なるものがきちっと市民の中に示されるように慎重に行動してほしいと、あるいは作業についてもですね、そのことをよくわきまえて判断してほしいと、そういう申し入れを私はしようと思っているわけであります。ただ、内容については、検討会の方がたに、もう一度詰めた話は、詰めたっていうのは考えてもらおうとは思いますが、趣旨はそういうことでしょう。はい、上田委員。

◆**上田孝春議員** さっき座長から話が出たように、まさに我々は5万人の市民からの署名が出た住民投票の関係で一旦否決したと。そういった状況の中で、新たにやはり議会で住民投票を出そうかという形で今こう議論しているわけですね。そうした中で、さっき座長からも話があったように、ずっと議論してきた経過の中で、突然10月20日の後援会に、資料ですよ。11月20日の後援会の資料です。あれで、この検討委員会やこれが進んでいないという状況でしょう。そのこと自体を市長が全く認識ができていないと、認識ができていない。条例の提案説明でもあったですね、なんか住民投票早く進めないといけないけど、議会の検討委員会の議論が進まずにこの12月議会に間に合わないっていう認識しかないでしょう。だから、なぜこの検討委員会が遅れているかということ自体を、市長は全く認識できていないですよ。そこだと問題は。本当に果たして市長はこの住民投票をしようという気持ちがあるのかなという、そこまで疑いたくなるわけです。

我々が5万人の署名を受け止めて、やはりこれだけ真剣に1度は否決したけれども、議会で、条例を出して市民に判断をしてもらおうというそういった思いやあれでこの検討委員会を進めているということが、私は、市長が全く認識ができていないと思います。その辺をしっかりと踏まえていただいて、仮にこれから議会として出すのであれば、この条例案を進めていると、それに支障になるような案件は一切やめてくれと言うことは、はっきりと言ってほしいなという思いです、それは。

◆**中西照典座長** この件につきましては、先程私が申しましたような趣旨で市長の方には日にちを改めてやろうと思います。それぞれこのことについては各委員の中で温度差が若干あるようですが、どちらにしても先程申しましたようなことを、皆さまに一旦ですね、示したりあるいはお話ししたりした中でのことをしていきたいと思います。口頭になるか、それになるかそれはまた考えさせていただきますが、ある時期に市長に。

◆**上田孝春議員** 議長。

◆**中西照典座長** はい、じゃあ、上田議員。

◆**上田孝春議員** すいません。議長が言われるということだから、それをどうのこうのってば申

し上げるあれはないけど、今まで議長が申し入れたその経過の中で、こういった結果になっているということをしっかり踏まえていただきたいなというふうに思います。それで、やっぱり議会は議会として、二元代表制ですから議会の責任や権威をしっかり持って、市長に堂々と議会としての対応を、議長として座長として言ってほしい。36人の代表ですから、36人の議員の代表ですからしっかりとそれを踏まえて市長に厳しく話をしていただきたい。

◆**上杉栄一議員** ちょっと確認なんですけど、今、上田会長が言われたことと同じような意見なんだけど、今まで市長に申し入れは、これは口頭だというふうに思っているんだけど、この度この問題については約1カ月以上要するにこの検討会が空転したという、これは責任は感じていただかなくてはならないと思っていますし、角谷委員の方からも、その議会全体としてという取り組みの中でのこういう状況ということであるならば、文章でこの検討会の座長名、議長名というよりは要するに検討会としての議論が進まなかったということがあるわけですので、座長名で文章で申し入れた方が私はいいのかなというふうには思います。私は、これ、

◆**角谷敏男議員** 2つだけ。1つは、今上杉委員が発言したことに関連するんですけど、2度目でもありましてね、この問題を議論するのは。代表者会で1回議論をしたということで申し入れをしたわけです。その中身の問題について、なんか議長がもう1回判断してもらいたいということだから、それも含めて、上杉議員が言われたように、この場合、きちっと文章でやらないといけないということと、それと上杉議員のところは率直に言われて、会派の統一見解じゃないということを前置きして、さっきの発言があったんだけど、私は、もう、ここの場で言うのはもう控えますけど、そりゃ、私の質問が終わってからも、そりゃもう大変なことを同僚の議員から言われるわけですよ。私はそういうつもりで発言してないのに。それから、跡地利用のアンケートを進めたらというような発言が委員会ですりやうに、私はもう、それぞれの会派できちっと本当に文書で申し入れをします。どうだと。その辺の意思統一をきちっとやらないと、同じ認識というのはそのことなんです。私は、これは本当に上田議員が心配するように、前に進まないですよ、それじゃあ。そこを私は各会派で意思統一してほしいと思うんですよ。これ以上は、もう市民に対して責任が持てんことになりますよ。そういう意味で議会全体としてということをやったわけです。以上です。

◆**中西照典座長** はい。先程、角谷議員が言われるように、個々の委員についてはそれぞれあるわけで、ここに出てこられるのは、その、集約して出てこられているのが各会派の回答です。ここでおっしゃられることはやはり会派の意見を代表しているとみなされざるを得ないし、そのように私は思っております。それから、文章に関して、それから、内容に関しては、議長の方に一任していただいて、今のこのそれぞれのやり取りの中で行われてきた市長に対しての申し出の重要さということを認識しながらやっていきたいと思います。一任していただければ、また、そのことについてはまた、どういうふうにして、どういう、文章なら文章こういうものをするとか、口頭ならこうする。あと、皆さんの方にお返ししますので、この件についてはここで一応終了させてよろしいですか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

◆**中西照典座長** はい、高見議員。

◆高見則夫議員 はい。それでいいんです。そういう方向で皆でこうしていけばいいんです。ただ、後援会活動について、我々が後援会活動に、

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。後援会活動についてはしないと言いましたか。だから、それは先程言いましたから、それはやめましょう。

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 はい。じゃあ、とりあえず、とりあえずじゃない、今の市政報告会で配布された市長後援会作成の討議資料についての対応は先程のようにさせていただきます。それで、次に、その第2案の積算方法、あるいはその2案をどういうふうにして、鳥取市の住民投票条例の第2案ですね、案としていくかということについての意見を。じゃあ。

◆上杉栄一議員 はい。第2案の積算方法、これまた12月の14日の第5回の委員会、あれから、あそこで持ち帰り事項みたいな形で議論された中で、そのものになっておるわけですね。その第5回の検討会の中で、これをどうするかということの中で、要するに第三者による新たなと言いますか、専門の検討委員会に委ねたらどうだろうかというふうになったままになっておるわけですし、そこからまた議論を始めるべきだというふうに思っております。ですから、この積算方法については、たたき台は出ておるわけですから、それを基にした形での第三者によるそのあたりの積算、それを新たな委員会というか、外部の委員会なり、そういったものに委ねるという方向にいたしたらどうだろうかというふうには私は思っております。以上です。

◆中西照典座長 特にいいですか。はい。

◆高見則夫議員 この間から、2、3回前のあれですけども、内々の話があったと思うんですけど、いわゆる今おっしゃったような検討委員会という方がいいかなと思ってるんですけど、だから、これは、この問題については我々議会が提案していくもんですから、上田案だけじゃないわけですから、議会が提案するもんですから、だからその辺はよく慎重にいかなくちゃいけないと思います。ついては、今のように検討委員会、いわゆる外部の検討委員会にすること。これも、色をつけないような外部の検討委員会ということにしていかなきゃいけない。さらにはその内容、今20億、ちょっと増えますけども20億がいいのかどうなのかということになると、非常に審査が必要になってまいります。ですから、今その事業費が先行するんでなしに、やはり免震とか、減築とか、そういうふうなもの、それから駐車場の問題、そういうものも含めて、やっぱり本当にこの庁舎を使うということになればどうするかということについては、専門的な事項の検討も中に入る必要があると思う、ただ金額だけじゃなしに。ついては、そうしますとやはり自治法上に基づく制約がありますね。検討委員会に入れる場合に、議会が関与するとすると議会で議決しなくちゃいけないということがありますから、その辺も経過しながら、経過というか、尊重しながら進めていってほしいですね。はい。

◆中西照典座長 ちょっと上田委員。

◆上杉栄一議員 はい。次の検討委員会に入るという段階ですけども、今回のこの資料の問題は、僕が最初提案したものに対して、どんどん、どんどん金額が上がってきたという一つあるわけです。それで、我々は最初に二者択一で座長の方から、1つは市が進めている新築移転だという形で、じゃあ、上田さん、上田さんの方で対案を出してもらえんかという形で出したと

いうのは、いわゆる我々新築移転に反対しておるのは、やっぱり今の社会状況、経済状況の中で、そういった状況の中で100億近くのをかけて新築移転するかどうかと。それよりやはり今の庁舎を耐震対策をして、それなりの耐震対策を検討して、ここの場でそういった対応するのが一番いいという考え方の中で、第2庁舎の問題も検討したと。そうした中で第2庁舎は非常に難しいじゃないかという思いの中で、こちらを免震して、免震対策して中を、一部を改装する。そして、第2庁舎の分を新たに増築するという1つの案を出したわけですね、案を。それで、それが20億という試算をしておるわけだ、我々としても。やはりこれを基本としてもらわないと、これに、この前の市長の後援会のおきに出た資料は、やはり新築移転と同じような同等な機能をこちらに持たせようという1つの考え方があるから、大した金額にドーンと膨らあがってきているわけですよ。だから、そういった考え方でないということを、やはりしっかり認識をしていただいて、それからここでスタートして、我々は耐震と免震対策をして、一部増築、これで20億という形でしていますからね。

だから、この20億という数字の中で、どういった対応ができるかということを議論してもらったら、そこでスタートしてほしいなど。それでなかったらなかなか前に進められんというように思いますし、これにあれも加えこれも加えというふうな、また、話になったら、同じことになってくる。ですから、基本的には、こちらの第2案としては免震、一部増築、それから駐車場を含めての総金額をやはりマックス20億という一つの範囲内で議論してほしいと。それで、このものがどういったものが出来るかという。だから、それを示して、新築移転のメリットもあれば、それはそれで市民に判断をしてもらえばいいし、こちらはこちらのメリット、さらには新築移転に比べればデメリットもあるかも知らん。そういったものをしっかりと示して、やはり住民等に伝えてほしい、そうあるべきだというふうに第2案を提案した私とすればそういった思いがありますから、そこから議論を進めてほしいなという。

◆中西照典座長 田村委員。

◆田村繁巳議員 ちょっと今、新たに上田さんが提案されたと僕は認識をしています。元々この新築移転の場合は、この基本計画、素案ができてる段階で、あれを見ると全国の平均の坪単価がだいたい100万ぐらい、それで、上田さんのところが示していただいたこのB案については、一部新築のところはだいたい坪単価が80万円。この差があるわけですね、100万と。ただ、そういう差がある中で、やはり将来のこの鳥取市の庁舎のことを考えると、防災拠点、防災対策本部ができるわけですから、なるわけですから、防災機能を整えた庁舎っていうものを考えた上で、このB案の中で当初3つあったんですかね、耐震補強でいくとか、一部新築とか、その中で上田さんのところ、「結」さんが示された案が、それでいこうと判断したわけですけども、それは、あくまでそういう機能を備えた庁舎ということで、我々会派としてもそこに賛成してきたわけですね。それで、今20億円、これマックスかどうかというのを聞かれんと分からないですが、20億円の限度の中でできるものをという、何かそういう感じを受けたわけでありますけども、機能は全くそれとは切り離してみた、ちょっとそういう新たな提案で、ちょっと手間取っているわけですけども、そういうことでいいわけですか。もう一度。

◆上田孝春議員 ですから。

◆中西照典座長 上田委員。

◆上田孝春議員 僕は新たな提案という認識はないんです。最初からそういった認識で提案していますから。それに、この機能の問題が比較するような形で、新築移転と同じような形で、こちらを機能するような形になってきている。だからああいった数字になっていると。元々から我々とすれば、こちらを免震対策をすれば地震には耐えれるということで、そこで免震対策をしようという考え方で。それから、第2庁舎は免震対策、耐震補強をしても、なかなか今のものが狭くなったり、工事の関係で。やっぱりあればだめではないかという形で、その分を結局増築に回していますから、ですから、それである程度の、ある程度というか、地震に対する対策はできるという考え方です。

◆中西照典座長 田村委員。

◆田村繁巳議員 この庁舎のB案を、一部新築を、増築ですか、の検討をするときに、やはり機能のことも議論しないといけないと、これは角谷さんも言われたわけですね。それで、私もそのように主張して、それなりの機能を持たしたような庁舎が必要という発言もさせていただいたわけでありまして、例えば、骨格の部分、今、上田さんが示した骨格の部分が20億という限定の中でやると、ほんとで骨格の部分がどうなのかと、変更する可能性も出てくるんじゃないかと、その辺で多少変更してもいいのかどうなのか、そういう考え方なのか、その辺のこともちょっと知りたいんですけども、ちょっと。

◆上田孝春議員 ですから。

◆中西照典座長 上田委員。

◆上田孝春議員 はい。我々議会が完全にコンプリートした状態では、これだめだと思います。そうすると、やっぱり市民にパブリックかけるぐらいのあれがあってもいいと思いますけれどね。それが極端に変わるような考え方じゃないという。ですから、20億の範囲内で僕はいろいろなことができるというふうに思います。ですから、新しい増築する部分に対して、いろんな対策本部だ云々という問題はなんぼでもあちらで対応できますしね。ですから、そりゃ1人当たりの、今基準がこれだけになっているから、これだけとらなきゃいかん。そんな最大の補助金得るためのあれはあったとしても、そこまでせにやならんという決まりもないわけですし、ですから今の本庁舎を免震対策をして、地震に対してやっぱりしっかりしたものを作っていく、これが基本ですからね。それは免震で必ず解消できるわけです。それで、あとはこちらを免震対策をするときに中をやっぱり改修をすると。だからこれも必要だと、そういったものをしていくと。それなりの数字も挙げているわけですから、こちらを。その改修をする1つの大きなものといえば、やっぱり空調だとか、水まわりだとか、そういったものをきちっとしていけないといけんという1つの考え方があって、それを試算に入れていますからね。ですから、できるという。

◆高見則夫議員 次に、いきましょう。

◆中西照典座長 それで、確認ですが、「新」と清和は検討会について、前向きに入るというような発言がありました、上田さんの方はどうですか。

◆上田孝春議員 ですから、それは、僕が示した20億に対して、そりゃほんとに大丈夫かいなと

いう、それは確かにあるでしょう。それをやっぱり解消しないといけんと思う。ですから、我々が示した数字というのがあるわけですから、免震でいくら、増築でなんぼ、それで改修でなんぼという数字があるわけですから、その数字というか、それをやっぱりきっちりと第三者に確認をしてもらうことは、別に構わんですけど。

◆中西照典座長 そのことについては。これに関連。はい、じゃあ。

◆上杉栄一議員 さっき、いわゆるマックス 20 億っていう、要するに 20 億までだという話で、今発言されていると思うんだけど、出された分が免震改修、それから一部増築、それから半地下の駐車場という形になってるわけですね。これ、さっきの話で、第三者の機関に何したときに、20 億から例えば 1 億、2 億出る場合もあるかしらん。仮に、それが極端に、これというのは、これは A 案、B 案というのは、A 案の基準で、さっきの話で、B 案の方を積算すれば、言われるように 4 階建が 8 階建てになるかしらん、結局は総務省の基準からすれば、仕組みをその分取らないとあかんから。逆に引用すると、今度は B 案の基準で A 案を積算すれば、こんな広い庁舎でなくてもいいわけだから、今の 76 がもっと落ちるわけ。だから、両方のそれぞれ基準が違うわけですね。だから、基準が違うというということは、しっかりと知らしめる。まず条件として、これ知らしめなきゃいかん。その中で、さっき言われる 20 億円っていうのを、20 億を、それこそ 20 億以内でやってくれという話は、これまず無理な話だと思うんです、今の、この積算すると。積算したら 21 億、22 億かかったと、そうしたらあと 1 億、2 億の分は、これ減るのかという話になるわけで、私は、やっぱりこの 20 億ということが、1 つの、私、ここがたたき台だと言った。だから、たたき台の中でこれを積算して積み上げてなんぼになるかというふうに。だから、初めからこの 20 億以上とかにしたらだめだということは、そうしたら議論にならんと私思うし、あるいは第三者にしたときに、これは調査にはならんとと思います。その辺の積算にはならんとと思います。そのことはちょっと確認しておきたいと思います。

◆上田孝春議員 ですからね。ちょっと言わせて。

◆中西照典座長 はい、上田委員。

◆上田孝春議員 ですから、上杉委員が言ったようにね、20 億と言っとられるけど 21 億、その辺は、若干のそれは、あれはあるべきだと、あって然るべき。だけど、上げるまでに、僕は 1 つ考え方の中で思うのは、今のこちらの免震と増築はそんなに変わらん。それで、半地下という、半地下で 3 億 2,000 万ですからね、3 億。ですから、半地下がこちらの方の大規模改修にかなりの手を入れるというふうな形で金額が上がるということになれば、なればね、取りあえずそちらの 3 億を平面にしてでも、そのくらいの柔軟な対応があってもいいじゃないかなという思いがします。そうすると、あそこで半地下 3 億入れていますから。3 億、3 億入れています。ですから、その分を若干こちらの改修に金がかかるということがあったら、ある程度融通というか、それはある程度柔軟に対応すればいいんじゃないかなという。

ですから、それとさっき言った 20 億は、1 億出たらだめというそこまでのあれは、極端なあれは、僕はないと。

◆中西照典座長 ちょっと待って。これはまたあとでちょっとしますんで、まだ角谷委員の中途半端になってすいません。

◆**角谷敏男議員** 前回までの議論の経過、土台になっていた議論とすると、言葉はあれかも知れませんが、ちょっと違ってきているなあということで、今、いろいろやり取りを聞いて、まず理解をすることに聞いていたんですけど、その上で田村議員から角谷議員のところに行って言ったんですけど、この上杉議員の発言との関係にまだなるけど、基準が違ってくるということであれば、それはこれまでの議論としてはないものだなということなのかということがまず1つ、これは上田さんの方に確認したいんです。それで、上田さんにも1つ確認したいのは、そのコンプリートした状態ではいけないとこの案が、パブリックがあってもいいということで、我々は従来から議会の批判というのは、市民の意見を聞かないところがあるから、この案も聞いた方がいいよとは言ってるわけです。一方、議会で決めるんだという主張もあるわけです。その辺を1つこれからどうするかというのが、まだはっきり分からないから何とも言えません。

もう1つは、これまでの検討資料との関係も含めてやると、今、高見さんが発言された点でいくと、その専門的な事項に入らないといけんというのは、前回までの議論だと思うんです、それは。専門的なこともやらんといけん、いわゆる田村さんが言われたように、機能も含めんといけん、分かり易く言うと防災機能をこっちで求めるか、求めないのか、あっちも求めるか、求めないのか、そういう議論じゃなくて、あるもので市民に提示してやるというもの、あるものというのはこの条件は一切付さんと、比較条件はなしだというふうに受止めていいか、どうかということなんです。私の理解が充分でないから、こんな発言になっているかも知れんけども、ちょっと新たなステータスの議論になっているもんだから、ちょっと私はその辺は確認しておきたいんですけど。

◆**中西照典座長** まず、じゃあ、上田議員から。

◆**上田孝春議員** 角谷委員が、僕はパブリックという1つのあれを出して、だけど、基本はね、基本はこっち免震と改修、それで増築、この範囲内の中で、あと何処をどうしようかというぐらゐの範囲で、基本的なものは僕は変える考え方はないですよ、基本的な。あちらに3,650平方メートルの増築、それとこちらを免震、改修その中で、ある程度その中でどういうふうにしたらいいかという、使い方とかいろんな改修の内容等々はパブリックをかけてもいいけれども、基本的にこちらを免震して、あっち増築はだめだよというふうな、また1人でやるようなパブリックをかける必要はないという、そこまでの考え方です。

◆**中西照典座長** 現状維持でいこうということだね。

◆**上田孝春議員** そうです。

◆**中西照典座長** はい。だから、若干の感で、3,650平方メートルが図面を書いたら3,700になったとか、50平方メートル多いとか少ないとか、その辺のところがあったとしても、1つの3,600出した基本というものは、あちらの2,250と、それとこの2階部分を、あれは900だったですかなあ、900とそれと余分に500平方メートルほど増築して、プラスして増築という考え方ですので、それが根本から変わるようなあれはないです。だから、基本、さっき言ったようなことが基本だということ。

◆**上杉栄一議員** 比較を、

◆**中西照典座長** はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 比較からすれば、私はやはりそれぞれの比較検討という中にA案、B案さっきメリット、デメリットがあった。これははっきりそれこそさうすべきだというふうに思いますけれども。ですから、例えばB案であるならば何がメリットで何がデメリットかということ、それからA案であるならば言われるように、これはもう自ら増築、あるいはこのその免震改修ということになると、将来的にまた建替えないといけんというような状況も出てくるわけだったら、そういったこともしっかり市民の皆さんに知らしめる中で、総合的に判断してもらうということで、ただ単に、その場所の問題で、あつちは新築統合でこっちはそれこそ現地の方は一部増築で免震改修というふうに、場所というものを重点として、これを市民が判断するということはやっぱりもっとそれこそいろんな要素を市民の皆さんに知ってもらって、それで判断してもらわないといけん。だから、そういうことでの比較対照についてはメリット、デメリットをはっきりと、このことはうたわなければと思っております。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 さっき、話の中で20億円はスタート、20億円はマックスという話があったなあ、それから完全なコンプリートではないというふうな表現が出てきているわけだけど、ということは今提案の、我々が今B案を審議しているわけですから、だから、本当にB案というのは、これでマックスでいいのかということになると、やはり今さっきあったような問題について、市民に提供しないといけないわけです、提案しないといけんわけだ。市民の皆さんに不信感を得るようなことではいけんわけですから、だからAの方は賛成するんだと、Bも不賛成の者が出した。これではいけんわけで、公平な立場でA、Bの案を出していかないといいけん。だから、それをどのようにして判断してもらうかというふうになると、マックスではいけない部分も出てくるわけです。ですから、今のような検討委員会ということを行っているわけですから、その20億の中で固めというような話しでなしに、やっぱりこれから柔軟性を持って、機能的な問題も若干入れていかないといいけんと思いますよ。だから、そういうことも考えながら、やはり我々は柔軟性を持った議論をしないと、もう20億だから絶対せいというんであったら、議論はやっぱり並行線の部分はある。いかがですか、議長。

◆中西照典座長 ちょっと今の、高見議員の分は、僕が聞いていても上田委員がしゃべられたところで、だいたい出ています。それで、それはまだここで決着付けるわけではないですから、一応これはちょっと置いてもらって、角谷さんにお聞きしたいのは、まずね、検討委員会のことを、どちらにしても検討を、検討ということに関しては、それについてはどうですか。

◆角谷敏男議員 僕はね、ちょっと待ってください。その検討会の前に。

◆中西照典座長 前に、前に。

◆角谷敏男議員 それを言わないと意味が分かんと思う。上杉議員から今、メリット、デメリットの話が出たんだけど、じゃあ74億8,000万円の方に、デメリットって一体何ですかなああと、それは我々がそれを判断して提示をするわけでしょう、我々が。そうすると、少なくとも意見は立場は違うんだけど、新築移転に対して立場は違うんだけど、市民の意見はそれなりに聞いて来ているわけですよ。それで、我々ね、私はかなりグレードが高いと思っているんですよ、それはそれで。だから、実際デメリットと言って、どういうふうに議会として判断して、市民

に示すのかなあと、お金が高くかかりますよというようなのは分かるじゃあないですか。という点で、ちょっとまだ私の気持ちが整理できていないというのが1つと、それともう1つは、後援会のチラシ問題なんかでも出たように、金額を示すと、高いか低いかの議論で、それが本当だ、うそだと言って、それ、高見さんがそれを意図して言うておられるかどうか分からんけど、公平に審査せんといけんと言いなると、これまで一緒に何処かの業者、コンサルにも出さないといけん、こっちも、こっちも出さないといけんよという議論になっちゃうわけです。

私はこういう大問題になっている中で、本当にコンサルが、増しては最大大手がやった 74 億 8,000 万円、これも今後どうなるのか分からないけども、そういうところがやったやつに、他の業者が積算ができるんだろうかということで、非常に疑問に思っているわけです。それで、できなかったら、また時間だけが過ぎて行って、市民の早くやってほしいという、先日も議長に要望書が出たようですけども、それもやっぱり早くやってほしいということですから、やっぱりその声にどう答えるかという点も一つの検討の視点ではないかなあと私は思います。それで、検討委員会のこの問題でいくと、74 億 8,000 万円は、もう検討しませんよ、じゃあ、こちらの 20 億だけは、なぜ検討をしたんですかと、説明がつかないですよ、何で一方だけやるんですかという。私は逆に言うと、もうこの際やるようなことをしない、金額にこだわったような比較検討の資料を出すようなことをしない方がいいじゃあないかなあとという思いが、今、ちょっとしているんですよ。だって、何故その 20 億の方だけ比較で出すんですかと、確認作業をさせるんですかという疑問に答えられますかということなんです。

◆中西照典座長 じゃあ、それについて。

◆角谷敏男議員 だから、疑問に思っているということです。

◆中西照典座長 具体的には、じゃあ、どういうふうに進めればいいんですか、今の話だと。

◆角谷敏男議員 金額にこだわると比較検討をせんといけんという議論になっちゃって、それをそうすると、じゃあ、やろうと言ったって、私は受けることはないと思うんです、私はですよ。だって結構そういうふうにおっしゃっている方が多いから、この両方の案を第3者に出すというのは、第3者、業者であれ、コンサルであれ、そういうことは難しいのかなあと、そういうしない方法を議会としては考えざるを得んのかなあとというふうに思っているんです。

◆中西照典座長 今、角谷さん以外の委員の方は、出たのを示された案を基本にして、その金額に関してはいろいろ思いがあるわけで、基本にしてそれを本当で、やはり金額的にも大丈夫かなあという意見があるんで、そのことについて第3者の検討委員会のところに委託して、それがどうだという意見の中で、この第2案を何とか1つの案として決定しようという方向の、細かいところはたくさんありましたよ。そういう方向の検討会をどうだろうという意見が、今、出るとどこだと思うんです。

はい、上田委員。

◆上田孝春議員 検討会といったら何かあれみたいですけどね、僕はその 20 億に対してどうのこうのと言われるんで、そういった気持ちがあるんだけど、どっかの業者でもいいですわ、どっかの業者にこれだけの 20 億で新築移転のこの 3,600 のもと、こっちは免震構造して、それで一部増築、こういった形で改修をしようと思うと、それで、こういった金額が出ておるけど、

これが果たしてこれでできるかどうかという確認だけで私は良いと思う。そんなにごっつい検討会といって、どうのこうのといって何人もが集まってそれを議論するところまでせんでも、そうすれば僕は早く出来るんじゃないかなあと思うし、それによって、皆さんが20億を示しているものが、そうかというふうに納得できればいいと思うんですけど。

ですから、20億なら20億、僕が示している免震と一部増築と改修、駐車場も含めて、それでこういった試算をするんだと、それで数字も出しているわけですから、僕は。新築で何ぼ、免震に何ぼ、改修に何ぼ、それから駐車場に何ぼと、総トータルして20億弱の数字を出しているわけですから、あれを何処かに出して公平で何処でもいいですよ。僕は鳥取の業者はだめだというふうに言っていますけど、そういったところの中で、やっぱり計算をし直してもらって、それが妥当かどうか、これで本当に出来るかどうかという確認がとれる検討会というか、そういったものでいいと思います。

◆中西照典座長 はい、田村委員。

◆田村繁巳議員 今、上田会長の方からそのように言われたんですが、確かに今の考え方をずっと聞いていくと、1案と2案のそもそも庁舎の考え方の基準と言いますか、もうすでに違うわけですね。それをどう同一の考え方で積算してもなかなか出るもんでもないですけども。ただ、その第3者のこの検討会ですか、今の専門の検討会に出す分にしても、ある程度骨格というものですか、そういうものは示されないと、議会として示して、こういうものをとって積算していただくことが大事だろうと思います。それは議会が問われていることだろうと、責任の、市民に対して責任という、説明することによって、そういうものがないのに、ただその金額の部分だけで言うんでなくして、やはりこういう機能を、また先程言った一部増築、そして免震、それで駐車場何ぼ、そういう、それで大改修はどうする。そういうものをしっかりと示した上で、積算して検討をしていただくというのが本来のここは考え方だろうと思うし、そこから出したものでないと議会として責任の負える案ですかと言われたときに、いかななものかなあと、市民からも言われるんじゃないかなあと、ちょっと思います。

◆中西照典座長 下村さん。

◆下村佳弘副座長 はい。ちょっと基本的な考え方の確認をちょっとさせていただくと、上田さんの分があるんですけど、対案として免震、改修、一部増築というものは出た案として認められておりますね、その中で、例えば20億、20億の中で3億を駐車場に使うという今なっておりますね。それについて3億でできるようにその積算を依頼するのか、例えば、先程言われたように平面でやるということを考えながら、その積算を依頼するのか、あるいは150台の駐車場を造るということになっていますから、150台の駐車場を造るためには幾らいますかということ、積算してもらうのか、それでもものすごく違うと思うんですし、議会としてどう責任ある対案を作るかということにもつながると思うんですよ。その辺の基本的な考え方というのは前者の方でいいんですか。

◆上田孝春議員 ですから、

◆中西照典座長 上田委員。

◆上田孝春議員 すいません。僕は示したのは半地下にして、免震と増築、それで駐車場、駐車

場が今のこちらの台数のところも含めて、あの範囲内であれば半地下にすれば増築する部分の下の駐車場という考え方の中で、そうすれば一応 150 台取れるという試算しているわけです。それがきっちり図面を書いてしたら 135 台になるかも分からんし、それは今の面積の中で想定していますから、ですから一応あの部分を半地下にして駐車場で 3 億見えていますから、3 億。ですから、それでできるかできんかということです。それが台数云々で最初から言うとなれになっちゃうから、それが 150 台という形になっているけれども、それが 140 台になるかも分からんし、135 台になるかも分からん。それはやっぱり流動性というか、若干のあれはあると思います。

ですけれども、基本的には半地下にして、今の駐車場部分を半地下にして駐車場にするという、それを 3 億みえています。

◆下村佳弘副座長 議長、例えば、じゃ、免震が今 7 億ですか。

◆上田孝春議員 ええ、7 億。

◆下村佳弘副座長 あの部分に関して、実際に平地にしたら 7 億でできるというようなことで、仮にあったならですよ、何もなくて免震する。この市庁舎は昭和のときに建っているということで、仮にこれが 7 億ではできませんよと言った場合に、ただ、受けてくださいということはできただけえ、もう絶対に、なら、上に行ってくださいということはできないんだから、これが 9 億なっても仕方がないですよという考え方ですか。

◆上田孝春議員 それはならん。それは、ええ加減な数字を書いてないんで、それはそんなに 7 億と見ておるやつが、9 億にも 10 億にもなるということはある得んですね。

◆下村佳弘副座長 基本的な考え方として言ったら、そういう金額の中で出来るように検証してもらいたいと。検証と言うか、出来るように積算せえということですか。

◆上田孝春議員 だから、

◆中西照典座長 上田委員。

◆上田孝春議員 さっき言ったように、いい加減な数字じゃないからね、それが 7 億は 5,000 万だったら出来るだ、若干のそれがあつたとしても、基本的にはそんな大きな違いはない。問題は中の改修ですよ。改修をどこまで、どこまでのものをつけるかという。だけど、それにしてもどこまでのものに改修するかがあつても、やっぱりある程度 20 億の中で、ある程度やりくりできると思うんです、そういった思いで出していますからね。それで、最初に申し上げましたように、こちらにかなりかかるということになったら、20 億というのを基本においておきながら、考えておる中でこちらにかなりかかるということがあつたら、半地下を、僕は平面に切り替えても、検討してもいいという思いがあるんです。そういったことを踏まえて、マックスと言っている、さっきちょっと話が出ておりましたが、やっぱり 20 億という 1 つの範囲内で 20 億、それは 5,000 万、1 億出てもマックス駄目かという議論はあつたけど、そこまでのコンプリートじゃないですよ、基本的なものはそうしている。

◆中西照典座長 はい。確認できたから、

◆高見則夫議員 はい。

◆中西照典座長 高見委員。

◆高見則夫議員 さっきの、私が言ったスタートをマックスと言ったことについては、後回しにしてもらえば、先程のね。

◆中西照典座長 いや、だから、今、はい。

◆高見則夫議員 今言ってもいいですか。

◆中西照典座長 はい、いいですよ、どうぞ。

◆高見則夫議員 じゃあ、例えば、今のように20億で出来るようにっていうふうな話なんですけどね。それは分らんわけじゃない。懸案と言うか、我々議論の中でね。だから、しかしながら、我々がじゃあ出来るように、我々が今、コンプリートと言うか、方針を決めることについては、そうだなと決めれる範囲もあるかもしれんけども、しかしながら、これから、いわゆる耐用年数の問題とか、維持管理の問題とか、必要最小限、将来のあり方、必要最小限のもんはやはりこのマックスの中に入れていかなければ、例えばですよ、これ「結」さんの、「結」さんて悪いけど、提案の中には入っておらん部分もあると思う。だから、そういうものを、今度検討の中にやっぱり加味していく必要があるんじゃないですか。そういうふうに思います。

◆中西照典座長 これは、今言われるように上田案としては、それは加味してるんだと、ただ、今の他の方から言うと、やはりまだおかしいということがあるんで、検討会という話が出ておるわけです。だけど、ちょっと角谷さんの方は、そこまでの、さっきのお話聞いていると、なんかこちらの、いかにも「結」さんが出されたこの第2案の基本において、そこから言うのは、なんかちょっとその辺のところをどう。こういうふうな進め方に今なろうとしているけども、角谷さんは、どうですか、もう1回そのことも含めて、

◆角谷敏男議員 今日聞いた話だから、いろいろそれぞれね、さっきのチラシ問題とは別だからよく聞いておったんだけど、1つだけ皆さんに聞きたいのは、住民投票でA案のやつを否決した、あれは移転新築を賛成か反対かだったんだけど、否決した理由の中に議会として、対案がないっておっしゃったでしょう。対案というのは一体どういうものかなって、私は聞いておっと思うんです。メリット・デメリットがあったらこれ対案になるのかな、なんて思ったりして。同じ、田村さんがちょっと言うように、同じ条件で防災機能持たす、高見さんもいろんな機能どうも持たせんと、それを検討してからじゃないと出せんじゃないかという趣旨に、私は受け止めているんだけど、そういう、いわゆる同レベルでどっちがいいんだっていう、同じ機能を持たせてどっちがいいんだっていう、そういう意味での対案じゃなかったのかなと思って、皆さんと議論して。

それで、対案というのは一体何だったんだろうかなって、今ちょっと思っているんですよ。それは私のところも今判断がつかかねますので、持ち帰りたいことは持ち帰りたいんだけど、他の会派も議論してほしいなと思うんですよ、実際問題。本当にこれ、延々やっておって本当に進むかなっていうこと、どうしても私は進ませないために言っているんじゃないですよ。1つ1つ、やっぱり市民が分かりやすい、選択のできる、参加ができる案にしないといけないわけでしょう。それに拘っているんです。拘ると言うか、その辺も考えながらちょっと対案か、対案だっただけにおっしゃっていたなど。同レベルの話をして、議論をそういう視点から、同じ機能を持たせるような議論だったじゃなかったかなと思って。それで、上田さんがそうじゃ

ないと、あれもこれもじゃないよと今日おっしゃっていて、そうするとどうということなんかなということになる。だから、座長にその辺の意見をと言われたけど、ちょっと今日これ以上、私は言いきれませんわ。

◆上杉栄一議員 いいですか。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 同レベルの対案と言え、正に言え、さっき議論になった市長の後援会が20億では出来ませんと、60億かかりますということが、要するに同レベルの対案だろうと私は思うわけです。けども、上田さんから出た案については必要最小限だと、この対案を出した。だからその代わり、必要最小限の分でいくんだということになれば、同じレベルじゃないわけですし、安いけども、安く上がるけれども、将来的にはこれだけのまた負担がかかりますよとか、そういうことが前面に出てくるわけです。それを市民が判断する中で、それを了とするかしないかと、その辺の判断基準だと私は思う。

◆角谷敏男議員 1つだけ、と言うか。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 ごめんなさい。メリット・デメリットと言うと、やっぱり同じ条件の中での同じ機能を持たせての、でもこの辺が、こういう面が優れている、こっちは劣っていると、そういうことを提示するというのがメリット・デメリットだと思うんです。土台部分が一緒で。そんなことはもう全然ないよということなのか。

◆中西照典座長 ちょっと。上杉議員

◆上杉栄一議員 はい。ちょっと言い方が、メリット・デメリットというその言い方が悪いんかもしらんけど、それは、だから要するにA案B案について、金額が20億となんぼで将来的にどうなるかというようなことや、それから内装のバリアフリーのいろんな問題も出てくるわけだ、防災の拠点の問題も。そのあたりはあるなしというような比較表の中で判断してもらうとか、デメリットと言うからな、逆に言えばそれは公平公正からするとどうなんだということの議論が出てくるわけで、同じ土俵でA案B案だったら、それはメリット・デメリットけども、要するに、はなからB案の場合はかなりのそれこそ言ってみればハンデと言ったらあれかもしらんけども、あるわけだから、メリット・デメリットと言うよりは、こういうB案についてはこういういいこともある、こういうこともあるしこういうこともあるということでの、そのあたりをしっかりと比較する中で市民に判断してもらうということです。

◆角谷敏男議員 はい、はい、分かった。

◆高見則夫議員 いいか。

◆中西照典座長 はい、高見委員。

◆高見則夫議員 正に角谷さん言ったように、A案B案ともに市民に提案して、同じように出ていて、判断いただくということが、我々これから条例を出していく上で非常に大事な、分かりやすくしていくために大事なことだと思う、それについては、上田さんに出してもらった過去の対案の経過があるわけですから、これは十分尊重お互いにしなければ、我々の前に出してもらったわけですから尊重しなきゃいけないわけでありますけれども、あまり金額のそこに拘っ

ていくと今のようなことについての内容が、金額が先行して今のような機能、機能と言いましようか、そういうものが、例えば将来の問題、維持管理の問題等が次になってくると、そういうものを入れないとなってくると、そこにちょっと問題点があるように思うんですが、皆さんの意見を否定するわけじゃないですよ、尊重しながら、その中にそういうものを入った、やっぱり検討を将来やるべきでしょう、これからやるべきだというふうに思っています。

◆**中西照典座長** はい。先程、第2案の方は積算方法についてから、今、検討委員会をどうするかという意見を出しました。検討会としては、ここで新たな展開が行われたということでありまます。もちろん今まで、代表者会の中で少しずつ意見は述べられてきておりますが、会派に返って、これも非常に大きな問題です。やはり会派の方たちとの調整をきちっとしていただいて、今、出ている市としての案は、上田さんが示された案を基本において、たたき台において、それを検討委員会で、第3者の検討委員会で検討して、どのように検討していただく、あるいは先程言われましたように、金額というものを動かさずにするのか、やはり中にはそのことに關してもこういう面がほしいんじゃないかと、それは、今ここでなかなか意見がありますのでまとまりません。そのことを含めまして、持ち返ってしていただきたい。それで、これはまた後で述べますけども、なるべくこの問題は早く進みたいので、年内の、また、日にちは後でお示ししようと思えますけど、もう一度検討会を開きまして、もし、そのときに、方向性がこの検討会として示せれば、その方向でいきたいと思っております。それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**中西照典座長** はい。では、次に、先程田村委員さんもちっと出ましたけど、今後のスケジュールどうするんだと、それから、市民の方も1カ月のこの検討会が進んでないのに、どういうふうに行くんだということがありました。一応座長として、案をお示ししますので皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。まず、この住民投票条例案は、2月定例会が終わるまでに出したいと。それは、早く進めば1月になるかもしれませんが、少なくとも2月定例会が終わるまでには一応住民投票条例案は上程したいと。そして、周知期間がありますんで、これはだいたい70日～60日のようであります。そうすると、5月の後半までには投票を行いたいと、その目途で進めていただきたいと。この投票日はもっと早めたいわけですが、やっぱり周知期間というものは、この間の住民投票が行われたときに、やはり大きなテーマでありましたんで、周知期間において、その範囲以内で、早ければ早い方がいいわけですが、やっぱり進展の状況というのはありますんで、そのようにスケジュールを、範囲がちょっと広いんですが、そのことで皆さんに目標をしていただきまして、進めていただきたいと思います。この案についてどうですか、皆さん。よろしいですか。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

◆**中西照典座長** はい。はい。

◆**角谷敏男議員** ちょっと今。

◆**中西照典座長** 角谷委員。

◆**角谷敏男議員** はい。ちょっと議会案の認識が、判断がちょっとできん議論やっておって、その辺とのかね合いなんですけど、積算の部分という。その辺をやっぱり出していかないと、明

らかにしていけないと、はっきり決めていけないと、その辺をどの程度でやるのかという辺を、全然ちょっと分かんない中で、できるのかなあという意見もちょっとありましてね、うちの会派で。一昨日代表者会でしたから、それで、今日ここでコンプリートということにしてしまわずに、その辺の先程の議論のやつをどうするかというふうによって最終、ということで、スケジュールは検討していったらどうかなあ、意見ちょっとありましたけど。

◆中西照典座長 意見ですね、少なくともやはり。

◆角谷敏男議員 当然私もなるほどなと思うんだけど。

◆中西照典座長 どの会派も、早く。

◆角谷敏男議員 早くせないけん。

◆中西照典座長 やらないといけないということで、やはり、ちょっと範囲が非常に広がったわけですけど、やっぱりそこを目途に、さっき言われた、やはり議論の場もありますんで、そのためにちょっと範囲を広げているわけです、少なくともその範囲内ではやっていきたいという、スケジュールでいかしていただきたいと思いますけども、よろしい、はい、田村議員。

◆田村繁巳議員 合併特例債、延期のですね、これが提出されて、まだ審議されてないものですけども、来年の通常国会かなと、そうすると3月、4月、4月あたりが早くても、そういう時期になるんか、ちょっと私にも分かりませんが、その動向関係なしにこの5月中旬という投票日は設定されたということでもいいのか、いやいやこの5月12というのは、明確になんとしてここまでにという。

◆中西照典座長 というのは、それは、少なくとも2月定例会中には出したいと、そうすると周知期間というのはどうしても70日～60日要ります、そうすると、合併特例債云々に関わらず、とにかく早くしておきたいと、合併特例債がなろうとならまいと、とにかくこれを早く住民投票を行って、合併特例債が延びようと延びまいとそれに関わらずやりたいということでありま。それを見ながら、ということをしていたって間に合いませんので。それで、実際それに何回も申しましたが、先程は少なくともそれまでにはしたいということで、早く進めば、どんどん皆さんの、あるいは議会の合意がすれば、いくらでも進めますけども、少なくともそれは、そこまでにすればいいということじゃない、それよりも早くしようという気持ちで示させていただいたところであります。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆中西照典座長 そういうようにして、目標をしていきますので、なるべくこのスケジュールよりも早く物事を進めるようにお願いします。それと、次に、永住外国人住民投票権付与を求める陳情というのが総務企画委員会で審議されました。この終わりました定例会におきましては、継続審査となったわけではありますが、総務企画委員長の方から、この座長の方に当検討会においても、俎上に載せていただきたいと、議論の、そういう要請が出ております。このことにつきまして、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

それでは上杉議員、はい。

◆上杉栄一議員 私もその企画委員の一員でして、こないだのその企画委員会での議論の中でも

申し上げたと同じようなことになるんですけども、鳥取市の自治基本条例、この検討会の中でもあんまり議論は十分ではなかったんですけども、当初 18 歳からというような、そういった案も出ましたし、外国人をどうするのかという話も出ましたけれども、非常に短い期間の中でこれを進めていかなければならないということで、今回の分については 20 歳以上の、いわゆる有権者の方にということで決定している経緯があります。そういう状況の中で、この外国人の投票権についての陳情が出たわけですけども、自治基本条例の中で、特に市民とは、というようなこういう文言があるわけですし、これの中でいきますと、この市民とは、要するに鳥取市に在住している方のみではなくて、勤務している人であったり、企業や団体もこの市民の一員であるという、また 20 歳以上も全く関係ないわけですし、これは改めて今回のこの条例案でこの議論をすれば、まだ鳥取市にも多くの反対のメールも入っているということで、そういうことも見せていただきましたし、非常にこの議会全体としてのこの議論をしていかなければならない。

それからもう 1 点は、4 月に住民自治基本条例の見直しがなされるわけでありまして、これらの中で議論をすべきものなのかなというふうに、私は思うわけでありまして。この検討会の中でこれを議論しますと、この議論のためにかなりこれ日数を取られるし、結論としてなかなかこの結論もなかなか出づら問題でもあります。非常に慎重審議をしなければならないということになると、今座長が話をして、申し上げましたスケジュールにも、これも影響出てくるという形で、それで、もう 1 点はこの住民投票条例については、自治基本条例の中でそれぞれの事案に応じて、必要な事項を定めるという形になっておるわけでありまして、今回のこの住民投票条例については、それぞれの議案の中での 1 つであるわけですから、今回についてはこれを見送った方がいいのかなというふうに私は思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 はい。私も張本人ですから、検討をする中で、住民投票については出ておりました。確かに陳情内容を十分知っております。陳情内容の表題はそうでなっておらんわけですけども、中の方に、末尾に今回のいわゆる市庁舎の建設について、投票を権限をという文言があるわけです。それでその 2 行がちょっと気になりまして、皆さんがたが継審でいこうということになっています。その継審の元になるのは、いわゆるこの我々の、代表者の検討会で各会派の代表の皆さんがたが、もう既に、何て言いましょうか、20 歳以上、だから外国人入れない。それから周辺の方は入れないということを決めておられるということが 1 つ。それからもう 1 つは、その住民投票、住民自治基本条例の中には、ものによってそれぞれ案件を決めると、こういうくだりがあるわけですから、そういう問題等についても加味したということでありまして。将来に渡っては、継続審査の中で参政権の問題、これは国の問題もあります。それから住民自治基本条例の取扱いの問題等も出てまいりますから、そういうことも併せて、継審の中で検討しようというふうに考えておるわけですし、今、そのような方針で行かしていただくということです。

◆中西照典座長 ということは、この、いましている住民投票条例については、それは上杉委員と同じ。

◆高見則夫議員 同じ。

◆中西照典座長 ことですね、見送り等、一応もう決まっているということ。はい。上田議員。

◆上田孝春議員 陳情の市民の権利、市民の義務、まちづくりに参加する、協働するというこういった主旨を決められたら、確かに永住外国人には大事なことだというふうに思っております。そういった意味でこれをよく理解をして、これから先、鳥取市が住民投票でいろんなものを決める場合には、やっぱりこういったこともしっかり議論して、やっぱり参加できるようにしていかないといけんという思いが私もしています。しかし、さっき高見委員からもあったように、この陳情書の中で、鳥取市庁舎についても、そういう声を入れてくれと、住民投票に参加させてというような主旨があるわけです。最初に議論したときも、12月定例があったために、非常に時間的な余裕もないということ、さらには外国人のみならず、住民投票をするにはやっぱり年齢の問題もいろいろと含めていくようにして、これは正直なところ言って、12月定例に出すには非常に難しいという形で、あのときは見送ったような気がした。それで、今回も若干、さっきスケジュールの関係で話が座長の方からあったけれども、このことを議論すれば、さっき言ったようにいろんな市民や考え方があるという中で、この我々が今、早期にきた住民投票をしたいというものに対して、非常に影響が出てくるじゃないかなという、ちょっと心配をしているわけです。

ですから、今回のこの市庁舎問題に対する住民投票ということは非常に厳しいっていう、時間的にも非常に厳しいじゃないかなという判断をしています。ですから、さっき私の方が申し上げました、市民の権利、同じ鳥取市に住んでおって義務を果たしておる中で、市民であると、やっぱりそこで権利も生まれてくる。そして、一緒になって、協働でまちづくりをしていくということは極めて大事なことですからね。私、来年の条例の見直しですか、見直しの時期があるわけでしょう、そのときに、しっかりとこういったものが入るような形で、この陳情の主旨が入るような形で、やはり検討をしていただくという、そういった含みというか、ある程度考え方を持って、やっぱり陳情を、ある程度の方に理解をしていただくということが大事じゃないかなということで、長々言いましたけれども、今回の問題に対して非常に時間的な問題だと思います。という形で、次の見直しのときに、この主旨をしっかり踏まえて、やっぱり鳥取市議会としても清州とのこういった姉妹都市の関係もあるし、出してる人がそういった感じもあるし、いろんな点で外国との、これからのいろんな付き合いというか、そういった視野に立って、そういうことはやっぱりこの永住外国人の住民投票の関わりという問題だというふうに、私自身は認識しておりますからね。そういった形で今回理解をしていただきたいなというふうに思います。

◆中西照典座長 では、考え方は上杉委員の方ですね。では、田村委員。

◆田村繁巳議員 はい。我々公明党の永住外国人の住民投票、非常に理解しております。また、理解を持っております。先程、上田会長の方からいろいろとお話があったように、今までの経過を見ますと、18歳、公明党が主張させていただいた折には、永住外国人の話も出まして、12月議会に提案という中では非常に時間も要して、なかなか厳しいという判断をしたわけでありまして。そして、今現在、条例案の骨格が出ております。そういう状況の中で、この投票資格者

のことをもう一度議論していくということになると、他の内容にも影響してくるだろうと思っています。ぜひ、この問題は大事なことです。検討会の中では、やはりなかなかこのことを長時間やっていくというのは難しいわけでありすけども、常任委員会の中でしっかりと次の住民自治基本条例の見直しもあるわけですから、前向きな方向で結論を出していただけたらと、このように思います。

◆中西照典座長 では、角谷議員。

◆角谷敏男議員 前回からも、前回というか、投票の資格者のときに議論があったということで、何人から時間の問題があるっておっしゃったんですけど、確かにその通りで、私もちょっとこれはなかなか難しいなということで、18歳の問題も提起されていましたから、やむを得んのかなと。ただ、18歳の問題は調査があつてなかなか掌握できませんねということでありましたけど、在日外国人の場合は、それなりに登録はされていますから特定できるわけで、それで、僕は議会の都合だけじゃくて、やっぱりあと並行して、今議長が言われた、もしそういうスケジュールでいけば併せてね、今後の検討会の中でどうするかということを議論をするということがあってもいいじゃないかなと、その上で常任委員会がまた、常任委員会は2項目出されておりますから、その辺を判断してもらおうということで、その辺の今回の投票権については、やはり若干時間はなくはないわけで、やっぱりあれだけ一生懸命やって、求めておられるから、本当に物理的に無理なのかどうか、若干議論をしてもいいじゃないかなという思いはあります。以上です。

◆中西照典座長 この若干に、ちょっとすみません。今、角谷さんのところ、若干の議論というのは具体的にどういうあれを。

◆角谷敏男議員 私はこの在日外国人の投票権の問題だけに限って、という意味での若干です。

◆中西照典座長 今、4会派は、一応条例案として今回の独立した条例案としての検討は、結果的にはなされたということで、今回は今の条例案で進んでいけばどうだろうというのが、大半の意見のようでありました。共産党さん、角谷さんの方から出ていますけど、どうしますか。はい、上杉委員。

◆上杉栄一議員 議論ということになれば、だから所管は総務企画委員会になってるわけだが。ただ、総務企画委員会の中で具体的なこの文言が、住民投票条例の中にということであったもんですから、この条例案の案文の大元であるこの検討会でフィードバックして、そこでもういっぺん検討してもらえんだろうか、ということで、委員長が座長のところに申し入れたという話ということで、だから、総務委員会では引き続き、これはもちろん継審になってるわけだから議論するわけけども、ここの場所でさらに議論をするということがどういう思いがあつてなのかなというのがちょっと角谷さんの、よく分からん。

◆中西照典座長 はい、角谷さん。

◆角谷敏男議員 いやいや、僕は時間がどうのこうのというのが、私はウエイトとしては大きな理由だったと思う、前回そんなには議論できなかった。それと18歳については、名簿の照合がなかなか難しいということが1つある。でも在日の場合はそうじゃないなということはある。名簿の話も出たんだけど、それはそれで若干でもやっぱりこれ今のスケジュールでいくと2月

定例の議会まで議論できるじゃないかという意見だって出てくるから、どの程度の参考になるのか、それとも一定の方向に出るのか、今時点では難しいなとは思いますが、1カ月ほどある中でやっぱり出された人の思いというのは、検討してほしいなという思いじゃないかなと思っただけですから、若干でも議論ができればいいという意味で聞いたわけです。

◆上田孝春議員 やっぱり陳情その辺は、条例、

◆角谷敏男議員 陳情そのものはどっちでもいい。

◆中西照典座長 上田委員。

◆上田孝春議員 だから、永住外国人だけならいいけど、やっぱりそこをするってことになったら、やっぱり年齢のことも出てくると思うんだ、当然、そういうことになってくると、なかなかあれになってくるんじゃないかなと思いがあつた、永住外国人だけでいこうということで決まればいいけど、なかなかこれも決まらんんじゃないかなという、ちょっと思いがあつて、2月定例ということは非常に難しいじゃないかという判断したんです。ですけれど、ここに総務企画の委員長がおりますから言っておきますが、検討委員会で、こうしたから総務ではもうこれだというふうに議決というふうな形にならんように、ちょっとお願いをして、引き続き検討委員会は検討委員会でそういった事情で今回は住民投票にはできんけれども、引き続き将来のことを考えて総務企画委員会として、慎重に審議を継続してやっていただきたいなということだけは言って、この委員会でこうなったというような形にならんように。

◆中西照典座長 分かりました。委員長がおられるんで、それは十分聞いておられると。じゃあ、角谷さん、そういうことなんで、いろいろと議論もありますけども、僕ははっきり言って多数決はしたくないけども、ただこれからのスケジュール、ここに若干時間がないんだと言われると確かにあれですけども、5会派のうちの4会派が一応それなりの慎重な審議が必要なんだけども、この検討会においては1つの条例案として検討した中で結論が出る、その検討は先程言われたような疑問も全くないことはないけども、とにかくこの条例案は早く市民に提示して、そのことについて前進しようとしていますので、今の問題につきましては、総務企画委員会の方で十分に鳥取市全体の住民投票についての資格等は検討していただくということで、この委員会においては一応決着をみていると、この委員会においては。そういうことで進ませたいと思いますけど、よろしいですか。

◆高見則夫議員 お願いします。

◆中西照典座長 はい。じゃあそのようにさせていただきます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆中西照典座長 ちょっとその他何かあれば。

◆下村佳弘副座長 ちょっと。

◆中西照典座長 はい。

◆下村佳弘副座長 先程、議長の方から、投票スケジュールについてお話があつたんですけども、ないと思うんですけど、国会が解散になるというようなことになれば、当然特例債に関して、財源の裏付けがないというふうになりますので、これ、強制的に延ばさなければならないというような状況が生まれるということですけども、現在では通常国会の中で可決されるというこ

とを前提として、議長がお話をしたということだと思いますのでご承知おきいただきたいと思います。

◆**中西照典座長** 非常に国会の状況も微妙であります。この合併特例債の延長云々ということもそういうのに当然影響されますけども、少なくとも今時点では、我々は淡々と迅速に条例案を策定していきたいということだと思います。では、これを持ちまして、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第6回目を終わります、どうもご苦労さまでした。